

平成27年度 第3回釧路地域協議会 次第

■日時 平成27年9月18日（金）午後1時30分～

■場所 釧路市役所防災庁舎5階 本部会議室

1 開 会

2 議 事：釧路地域協議会の今後のあり方について

（1）第2回釧路地域協議会の振り返りについて

（2）釧路地域協議会の今後のあり方の方針（事務局によるたたき台）
について

3 その他

4 閉 会

【資料】

資 料 1：第2回釧路地域協議会ご意見要旨

資 料 2：釧路地域協議会の今後のあり方の方針（事務局によるたたき台）

参考資料：地域協議会のあり方について

第 2 回釧路地域協議会ご意見要旨

地域が自由に使えるお金がない。そのようなことから合併した阿寒、音別地区にも公的な機関でしっかりと発言いただく場があってもよい。

釧路市まちづくり基本条例が制定されて、市民協働の推進が今まで以上に重要になっており、推進する場として重要性が高まっている。

存続するかしないかの論議が一番多く、それ以外の実質的な話し合いができるようにすべき。存続期限はもう少し長くてもいいのではないか。3地区の会長副会長会議の開催など連携を継続しており、それは非常に良い事。

より拡散した形での「まちづくり」「市民参加」のあり方に関する議論と、よりミクロ的な形での「(特定の)地域おこし」に関する発言が多い。継続するのであれば、旧釧路地域の協議会と旧阿寒・音別地域の協議会との関係や役割などを明確化すること、人選のあり方を再検討すること、意見に対する市側からのフィードバックなどの検討の余地がある。三協議会体制を維持するか、あるいは、(仮)全市協議会と、その下部組織として、旧阿寒、音別の二協議会(全市協議会の委員を兼ねる)をおくかは、検討の余地があると考えます。

観光の問題などどのような戦略をとるかなど、市全体で考えなければいけないことがあり、合同協議会に重点を置いた方がよい。中心市街地活性化の問題など、釧路地区独自に検討すべき課題もある。原則は今の状態でよい。

釧路市として行政センター長は非常に高い位置付けとしており、各地域を尊重していると考えられることから、協議会についても現行のままでよい。ただ、恒久的に存続する必要はない。

他地域の考え方を理解していく場が必要であると同時に、釧路地区自体の問題解決の場も必要。

時代背景や社会背景により常に何らかの問題点が出てくる。それに対し意見を出し合い、話し合いをしていける場が必要。設置期限を設ける必要はない。

市民の意見を聞いて市政に反映させるのは市議の役目。また、本協議会の委員の半数以上は業界の団体などでご活躍されている方であり、地域の課題なども団体を通じ市に意見を伝えられているのではないかと。そうであれば、現行の形での存続は必要ない。

阿寒・音別地区の課題が釧路地区の我々に理解できていないように思う。釧路地区に住んでいるものとしては、行政の中心が釧路地区中心となっていることから、その政策や課題の解決に向けた取り組み（市役所の動き）を一定程度理解できている。音別地区・阿寒地区は地域の大きな課題から小さな課題までたくさんあると思われる。3地区合同会議的なものは必要と思う。

釧路地区は廃止で良い。音別と阿寒は議事要旨を拝見し、色々な課題があるということがわかった。全体で集まって、釧路市全体で解決していく場があってもよい。

釧路地域協議会の今後のあり方の方針（事務局によるたたき台）

「釧路地域協議会については、現在の組織を継続する。」

- 議員が少数となった阿寒、音別では、地域協議会が今後も必要であると考えられ、対等合併を踏まえるならば、釧路と阿寒、音別を分けるのは適当でないとする。
また、釧路地域固有の問題も少なからずあることから、それらの解決に向けた議論も必要である。
- 釧路、阿寒、音別互いの地域の課題を把握することで、自らの地域の課題を再認識する効果があり、また、一体感の醸成の観点からも3地区合同会議を積極的に開催することとする。

※ 期間については、3地区合同会議において事務局案を提示する。

地域協議会のあり方について

参考資料

平成 17 年 10 月 28 日「釧路市地域協議会」設置

釧路市地域協議会条例より「条例施行後 4 年を超えない期間内に、協議会のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

平成 21 年度に検討会開催

平成 21 年 10 月 検討結果

全市 1 区の選挙後の議会状況を見ることが必要なので後 3 年（H24.10.1 まで）継続し、その後の継続を判断する。

平成 24 年度に検討会開催

平成 24 年

合併効果の発現には、新市建設計画で一般的に定められている 10 年程度の期間が必要であると言われていることから、合併 10 年後にあたる平成 27 年度（平成 28 年 3 月 31 日）まで延長して設置し、その後の継続を判断する。

